

# 令和2年度事業計画の変更について

---

## ■ジェネリック医薬品普及促進に向けた奈良テレビを通じた広報【事業内容の変更】

### 【事業の目的】

奈良支部の令和2年1月時点のジェネリック医薬品使用割合は73.1%(全国46位)とかなり低迷している状況である。普及促進の対策として、見える化ツールを活用した医療提供側へのアプローチを行っているところではあるが、患者側のジェネリック医薬品に対する認知度及び理解度も他県に比べて遅れている状況と考えられることから、ジェネリック医薬品普及促進のための広報をさらに充実させることを目的とする。

### 【実施予定事項】

- 15秒TVCM 80本 ヘルシカ君によるPR動画 『安心・節約ジェネリック』を放送
- 情報番組への生出演によるPR
  - 番組名:ならフライデー9(生出演) 放送日:令和2年7月17日(金) 21:00～(10分程度)
  - 番組名:ゆうドキッ! 放送日:令和2年8月7日(金) 17:30～
- ・ジェネリック医薬品の製造工場を取材し、VTRを放映してもらうことにより安全性等をPRする。

### 【予算】 1,507,000円

#### 【新規事業の予算を捻出するため、当初予定から縮小する事業】

- ・ジェネリック医薬品普及促進に向けたSNS広報(660,000円 → 330,000円)

当初は4月から3月の12か月間を通じて、SNS広告によりジェネリック医薬品の普及促進を図る予定であったが、昨年12月から実施しており、SNSの利用者に対しては一定の周知ができたと考え、期間を4月から9月の6か月間に短縮する。

- ・ジェネリック医薬品普及促進に向けたバス広告(2,574,000円 → 1,396,890円)

令和元年度に実施済みの3台のラッピング広告を継続実施し、令和2年度は新たに1台追加して実施の予定であったが、一部の評議員から「バスラッピング広告の実施について、実施自体は否定しないが効果については疑問」との声をいただいていた。そのため、評議員の意見も参考に、拡大実施は見送ることとし、令和元年度と同様に3台の実施とする。

また、昨年10月以降実施しているデジタルサイネージによるバス車内広告についても、令和2年度は4月から3月までの実施を予定していたが、バス利用者層には1年間の広報で一定の周知はできたと判断し、当初予定である12か月間から6か月間に短縮することとする。

## ■「職場まるごと健康宣言」の実施【事業内容の変更】

### 【事業の目的】

本企画を通じて、県内加入事業所における「職場の健康づくりのきっかけづくり」を行い、県内に健康経営の普及促進を図ることを目的とする。

### 【事業内容変更の理由】

これまで実施してきた「職場まるごと健康チャレンジ」は、エントリーしていただいた全ての事業所が7月から9月の3か月間に一斉に取り組んでいただく企画であった。

令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により、全ての事業所が7月から9月の3か月間に一斉実施することが困難であると判断したため、時期を指定せずに取り組んでいただけるようにリニューアルすることとした。

【予算】 3,520,000円（事業内容のみの変更、予算額の変更なし）

### 【宣言の流れ】

協会けんぽ奈良支部へ  
エントリーシートを  
提出。



奈良支部から「健康づくりメニュー  
（職場編）」「健康宣言書」「ス  
テッカー」「個人用チャレンジキッ  
ト請求用紙」を送付。



健康宣言開始！

職場で取り組むメニューを一つ以上選  
んで「健康宣言書」に記入し、ステッカー  
とともに見える場所に掲示。

### 【主な変更点】

- ①一度エントリーすることで、「健康宣言事業所」として永年登録し、毎年3月に新年度用のチャレンジキットを送付します。（毎年エントリーする必要はありません。）
- ②健康づくりメニューは年間単位で取り組んでいただきます。（年間のなかでの濃淡のつけ方は事業所ごとに柔軟に決定）
- ③健康づくりメニュー（個人編）の利用は任意となります。（必要な場合に協会けんぽに請求）
- ④職場まるごと健康チャレンジで実施していた表彰（金賞・銀賞）は、「職場まるごと健康宣言」では行いません。



## ■新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、加入の皆様と職員等の感染リスクの軽減と緊急事態宣言が発出された事態に対応するため、協会けんぽの事業範囲を一部縮小して対応した。

### ○健診・保健指導

#### 【生活習慣病予防健診(被保険者)】(縮小)

縮小期間: 令和2年3月4日～5月31日

＜健診実施機関の施設内で行う健診への対応＞

原則、健診実施機関における取扱いによるものとする。

なお、健診実施機関から協会の意見等を求められた場合は、一時見合わせることを推奨することとする。

＜集団健診で行う健診への対応＞

協会主催で実施する生活習慣病予防健診の集団健診については中止する(奈良支部においては影響なし)。

#### 【特定保健指導(被保険者)】(縮小)

縮小期間: 令和2年3月3日～5月31日

原則、訪問等による保健指導を見合わせ、予約の事業所も延期する。

健診実施機関等における外部委託による実施、電話等による支援は継続して行う。

#### 【特定健康診査(被扶養者)】(縮小)

縮小期間: 令和2年3月4日～5月31日

＜健診実施機関の施設内で行う健診への対応＞

原則、健診実施機関における取扱いによるものとする。

なお、健診実施機関から協会の意見等を求められた場合は、一時見合わせることを推奨することとする。

＜集団健診で行う健診への対応＞

協会主催で実施する集団健診については中止する。

奈良支部においては、令和2年3月に一部の集団健診、令和2年6～8月の集団健診が中止となった。

＜地方自治体と同時実施する集団健診への対応＞

自治体の実施状況を確認の上実施する。令和元年度は影響がなかったが、令和2年度は一部の市町村で健診が中止となっている。